

社会福祉法人 クローバー 定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人クローバー（以下「法人」という。）定款第42条の規定により、法人の管理運営と業務の細部に関し、法人の基本組織と理事会の業務の決定事項及び評議員会での審議事項、並びに理事長、業務執行理事の職務の権限と責任を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 定款第1条(1)に規定する事業を遂行するための法人の基本組織は、管理規程別紙1の通りとする。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営規程)

第3条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営規程において定める。

第3章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第4条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

第5条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会に分けて理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 定時評議員会は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

3 臨時会は、理事長が必要と認めるとき、又は定款第12条第2項の規定に基づき評議員会開催請求があったときに理事長が招集する。

4 定時評議員会にあっては、事前に、計算書類（貸借対照表および収支計算書）及び事業報告ならびに監事監査報告を送付する。

(評議員会の招集)

第6条 理事長は、評議員会を開催するときは書面をもって招集日の7日前までに評議員に通知するものとする。但し、緊急の場合はこの限りではない。

(議長)

第7条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から互選により選出する。

2 議長は出席をした評議員の数を確認し、定款第13条第1項の成立要件を満た

していることを確認した後、開会を宣言する。

(関係者の出席)

第 8 条 議長は、必要あるときは職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第 9 条 定款第 10 条に定める評議員会の決議事項及び決議要件の一覧は、別表 1 に記載のとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(議事録)

第 10 条 議事録は評議員会終了後、速やかに作成するものとする。

2 議事録には次の事項を記載するものとする。

(1) 評議員会の日時場所

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 特別の利害関係を有する評議員の氏名

(4) 社会福祉法施行規則第 2 条の 15 第 3 項第 4 号に規定する監事の意見等

(5) 出席した評議員、理事又は監事の氏名

(6) 議長の氏名

(7) 議事録を作成した者の氏名

3 議事録は、提出議案書、資料及び報告書を添付し議長及び出席評議員の内、評議員会で選任した 2 名が署名又は記名押印し袋綴じして保存する。

(評議員の報酬)

第 11 条 評議員の報酬は、別に定める役員報酬規程の通りとする。

第 4 章 理事会

(理事会の開催)

第 12 条 理事会は、定例会と臨時会に分けて理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

2 定例会の時期は次の通りとする。

(1) 開催月を 6 月、12 月、3 月の年 3 回とする。

(2) 前号の開催月について、議案内容によって前後の月に変更することができる。

3 その他、次の事項に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。

(3) 監事から理事に招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 13 条 理事長は、理事会を開催するときは書面をもって招集日の 7 日前までに

理事及び監事に通知するものとする。但し、緊急の場合はこのかぎりではない。

2 通知には次の各項目を記載する。

- (1) 理事会の日時・場所
- (2) 理事会の目的である事項

(議長)

第14条 理事長は、理事会の開会の定刻に至ったときは互選により議長を選出する。議長は出席した理事の数を確認し、定款第28条第1項の成立要件を満たしていることを確認した後、開会を宣言するものとする。

(関係者の出席)

第15条 議長は、必要あるときは職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(理事会の決議事項)

第16条 理事会の決議事項は別表1に記載の通りとする。

(報告事項)

第17条 理事会へ報告すべき法人の業務は次の通りとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 行政官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合はその改善状況）
- (3) 理事長が専決した事項
- (4) その他、役員から報告を求められた事項

(理事による利益相反取引等の制限)

第18条 理事は次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
- (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第19条 理事が前項第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、

遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第 20 条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 理事会における決議の方法は挙手とする。

3 決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

4 議決権は、書面もしくは代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第 21 条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、発信者及び発信日がわかるように印刷した紙とする。

(議事録)

第 22 条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次の事項を記載するものとする。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 社会福祉法施行規則第 2 条の 17 項第 3 項第 2 号に定める方法で招集されたときは、その旨

(3) 議事の経過の要領及びその結果

(4) 特別の利害関係を有する理事の氏名

(5) 社会福祉法施行規則第 2 条の 17 項第 3 項第 5 号に規定する意見又は発言の概要

(6) 出席した理事及び監事の氏名

(7) 議長の氏名

(8) 議事録を作成した理事の氏名

2 理事長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させるものとする。

3 議事録は、提出議案書、資料及び報告書を添付し、出席した理事長及び監事が署名又は記名押印し袋綴じして保存する。

(理事の報酬)

第 23 条 理事の報酬は、別に定める役員報酬規程の通りとする。

第 5 章 理事長等の執行権限

(理事長等の専決事項)

第 24 条 定款第 26 条に定める理事長の専決事項および業務執行理事の執行する業務は別表 2 に記載のとおりとする。

第6章 監事

(監査の実施)

第25条 監事の監査は、毎年会計年度末の定時理事会の1週間前までに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査の他、必要とみとめるときは理事長の承認により、法人の運営及び実施状況等について随時必要な時期に監査を実施することができる。

(理事会への報告)

第26条 監事は、定款第24条に限らず、監査終了後、監査した項目に対する実施内容及び結果について監査報告書を作成し署名捺印の上、理事長に提出し、これを次の理事会及び評議員会に報告しなければならない。

(理事会への出席)

第27条 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を報告しなければならない。

2 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他の資料を調査しなければならない。法令等の違反、又は著しく不当な事項があるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(監事の報酬)

第28条 監事の報酬は、別に定める役員報酬規程の通りとする。

第7章 その他

(中途退任)

第29条 理事、監事、評議員は、やむを得ない事由により任期の途中において退任しようとするときは、予め、理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第30条 理事、監事、評議員に欠員が生じた場合は、概ね3か月以内に補充選任を行うものとする。

(役員名簿)

第31条 役員を選任したときは速やかに役員名簿を作成し保存しておかなければならない。

(総数の定義)

第32条 理事会、評議員会の開催要件、議決要件として使用している定数について、欠員が生じている場合は欠員を除いた現数が総数となる。

(秘密の保持)

第33条 本会の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、理事、監事及び、その役であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第 34 条 本細則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この細則は、平成 29 年 12 月 07 日から施行する。

本細則施行により、職務権限規程は廃止する。

この細則は、令和元年 12 月 20 日から施行する。